

生協のポジティブリスト制度導入に関する取組み

宮城県生協連 沼倉優子

1. 食品衛生法改正運動の動き

- ・ 1995年 食品衛生法改正時ポジティブリスト制度導入を要望→付帯決議に将来的に導入と記載される
- ・ 2000年 全国の生協が食品衛生法改正を求める国会請願署名に取組み約1372万筆を集める。宮城県で23万7千筆

請願項目：農薬・動物性医薬品の残留基準の決められていない食品の流通・販売が出来ないようにすること
- ・ 2003年 改正食品衛生法公布 ポジティブリスト制度の規定を導入
(3年内に施行)
- ・ 2006年5月 ポジティブリスト制度施行
消費者の農薬への不安解消に大きく前進

2. みやぎ生協・宮城県生協連の農薬に関する取組み資料

- ・ 食の安全に関する意識調査
- ・ みやぎ生協の産直生産者への支援
「ポジティブリスト制度」導入への対応について

みやぎ生協 食の安全に関する意識調査

(ダイジェスト版から抜粋)

1. 調査目的

牛海綿状脳症(BSE)、県内産かきへの韓国産かきの混入(偽装)問題、無登録農薬販売にまつわる残留農薬問題など、私たちの食生活は次々と新たな不安に脅かされています。みやぎ生協では、食品安全の社会的システム導入のため、国や宮城県に対して様々な働きかけを行ってきました。行政も食の安全確保に対し、新たな対応を迫られております。生協メンバー(組合員)が現在の食の不安についてどのように感じているか、国や宮城県の行政施策についてどのように理解しているのかを調査し、食品の安全安心を確保するためには今後何が重要なのかを明らかにすることを目的にこの調査を実施しました。

4. 回答数

有効回答者数 654名(回収率 37.6%)

男女別内訳	男性	65名
	女性	589名
年代別内訳	20代	35名
	30代	98名
	40代	137名
	50代	195名
	60代	121名
	70代以上	63名
未記入		5名

2. 実施期間

2002年10月5日から10月18日まで

3. 対象

みやぎ生協メンバー(組合員)の中から無作為抽出で2031名に郵送、内転居先不明で295名が郵送されず。

問1. 属性調査に関する質問（略）

問2. 食の安全に対するお考えをお尋ねします。

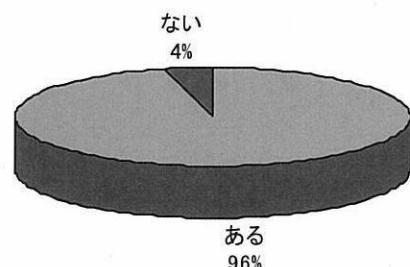
（4）あなたは、食品の安全に関して不安を持ったことがありますか。

「不安をもったことがある」と答えた方が 629 名（96%）、「ない」と答えた方が 26 名（4%）と不安を持ったことがある方が圧倒的である。

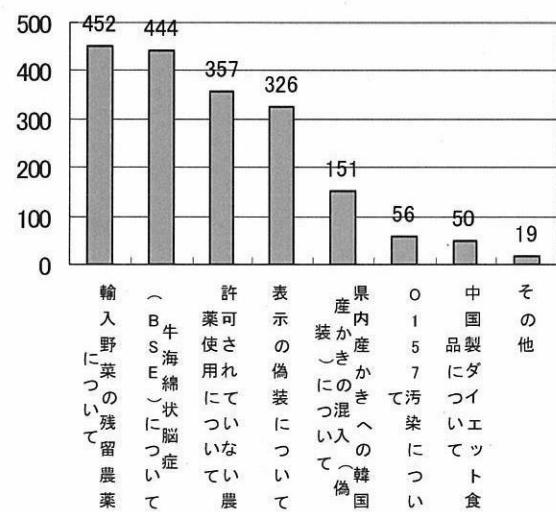
（5）（4）で「不安をもったことがある」とお答えの方にお尋ねします。それは食品のどのようなことに関して不安を持ちましたか。上位 3 つに○をつけてください。

1 位「輸入野菜の残留農薬について」452 名、2 位「牛海綿状脳症（BSE）について」444 名、3 位「認可されていない農薬使用について」357 名、「表示の偽装について」326 名が上位 4 位で多数を占めた。逆に「県内産かきへの韓国産かきの混入（偽装）について」は 151 名と上位とは開きがあった。メンバー（組合員）の冷静さも伺えた。

食の安全に関する不安はありますか



あると答えた方・どのような事に関してですか



報告

生協における『ポジティブリスト制』導入への対応

食品衛生法改正実施に向けて

みやぎ生協産直推進本部事務局

食品衛生法改正、ポジティブリストが導入されるとどのようなことが起きるのかについて理解する必要がある。

リスクについて理解する。

- ・生協のリスクは何か、冷静に検討
- ・産地任せにならない対応の検討
- ・限られた日数でできること

2

これまで、全国の生協・消費者団体は、食品の安全行政の充実強化を政府に要請してきた。

食品衛生法の改正について

残留農薬に「ポジティブリスト制度」を導入するという改正は2003年5月に国会で成立した。

農薬の残留基準を設定する準備期間として3年間の猶予期間を設けた。

みやぎ生協の対応

学習会の実施(職員・産地・市場卸)
10月…合同学習会を実施した。



生協・産地のリスクの現状を知ること。
ハザード・リスクアセスメントを知り、
課題設定と対策の優先順位をつける。

日生協の見解と対応

- ・リスクアナリシスの適用
- ・生産現場でのリスクマネジメントが重要
- ・フードチェーンアプローチ→<農場から食卓までの安全基準>
- ・効率的なモニタリング(監視・測定)検査の構築が重要

リスクを回避するために、生協が実施するべきことを検討する。

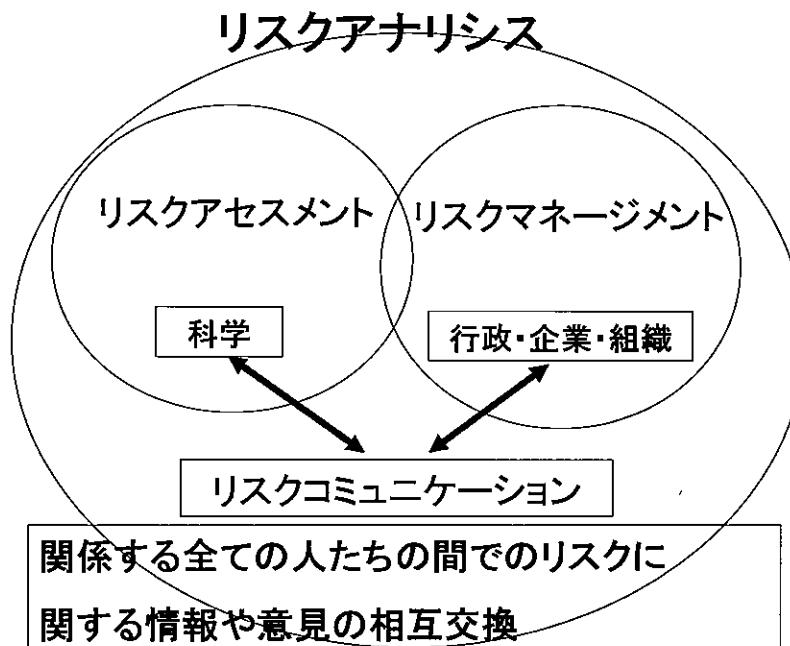
ハザード、リスクの抽出

産地、生産者の現状把握



産地、生産者に守ってもらうための課題の決定

4



5

生産者向け学習会の実施...

誰でも分かりやすく理解できるように

生産者の緊急性、重要性を決定



生産者セルフチェックに実施

6

7

時間的制約がある

事故を起こさない対応



ロードマップを作成し、計
画どおり進める。

8

- ・現在、対応していること
- ・産直生産者の管理状況の把握と対応策の検討
- ・産直生産者の状況のチェック点検を実施。
- ・チェックは面接による聞き取り調査。
- ・栽培ガイドブックの作成・配布
- ・微量農薬計量器具(ピベット)の配布
- ・飛散防止対策の指導

9

食品衛生法の改正について [ポジティブリスト制の導入]

2003年5月の食品衛生法改正の際
未施行だった食衛法11条3項が
06年5月中に施行されます。

05年秋の産直実務者会議資料
05年11月
みやぎ生協

食品衛生法の改正によって変わること

産直ほうれん草から
カルホス0.2ppm
Mr.ジョーカー0.1ppm
を検出した

①カルホスの検出
「農薬取締法」上問題ありません。
しかし、食品衛生法の暫定基準値が
0.1ppmで設定されることになりましたの
で、このケースは食品衛生法違反にな
ります。

②Mr.ジョーカーの検出
意図的に使用された場合「農薬取締
法」違反になる事例です。
同時に③で解説の通り、「食品衛生
法」の違反になります。

③Mr.ジョーカーの検出
飛散の場合「農取法」上問題ありません。
しかし、食品衛生法の暫定基準値が
0.05ppmで設定されることになりましたの
で、このケースは食品衛生法違反にな
ります。

これらのケースは全て食品衛生法違反になります。

2

今、残留農薬の検出された場合

産直ほうれん草から
カルホス0.2ppm
Mr.ジョーカー0.1ppm
を検出した

現在、検出された2つの農薬に残留基準
設定がありませんので、調査の上、次
のような対応となります。

- ①カルホス粉剤(成分:イソキサチオン)
は産直の使用農薬に登録されており、
ほうれん草に適用があることからその
まま流通することができます。
- ②Mr.ジョーカー(成分:シラフルオフェ
ン)は主に米に使用される農薬です。
意図的に使用した場合は「農薬取締法」
違反(適用外使用)になります。
- ③Mr.ジョーカーが、近くの田んぼから
の飛散であると特定された場合には、
現状で取り締まる規制はありませんの
で、そのまま流通することができます。

農薬に関する法規制

法規制など	監督官庁	主な内容
農薬取締法	農林水産省	農薬に使用に関して定めた法律
食品衛生法	厚生労働省	食品中の農薬残留について 定めた法律
登録保留基準	環境省	農薬使用に伴う環境影響評価 農薬取締法の基準になる

使用可否の判断
↓
登録保留基準

使用方法の規定
↓
農薬取締法

使用した農薬の
食品への残留規定
↓
食品衛生法

3

食品衛生法改正の要旨

国内で使用されている農薬の内約150種類、全世界で使用されている農薬の内約250種類に残留基準が設定されていませんでした。(下図参照)

全世界で食用作物に使用されている農薬数:約700種類

国内で食用作物に使用されている農薬数:約350種類

食品衛生法による残留農薬基準が設定されており国内で食用作物に使用される農薬数:約200種類

食品衛生法による残留農薬基準が設定されている農薬数:約250

[食衛法の主旨]

残留基準の設定されていない農薬が残留した食品の流通を原則禁止

基準の設定されていない農薬全てに「暫定基準」を設定

暫定基準の設定方法

コーデックス基準(FAO／WHO合同食品規格委員会)

登録保留基準

外国基準(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EUの基準)
一律基準(0.01ppmを一律基準として設定)

4

万一、残留農薬が基準を超えて検出された場合は?

- ▶ ①食品としての流通が禁止されます。
- ▶ ②販売中止と在庫の廃棄が必要になります。
- ▶ ③回収義務が発生する場合もあります。
- ▶ ④状況によっては保健所からの行政指導や処分が行われる場合があります。

食品衛生法の基本は「製造者責任」です。

(農産物の場合は生産者責任が問われることになります。)

6

改正食品衛生法についての考え方

前提

農薬取締法を遵守し、農薬を適正に使用していれば食品衛生法違反は発生しない。
但し、飛散対策については対策が不可欠



改正食品衛生法への対策

農薬取締法を遵守した適正な使用

飛散防止対策

5

食衛法改正に伴い産地として取り組むこと

農薬の適正使用を徹底する

使用用途の確認
使用方法の確認
使用器具の確認
使用残の適正処理

農薬の飛散防止対策を徹底する

自己責任による飛散対策
地域ぐるみでの飛散対策

7

農薬の適正使用を徹底するために

使用用途の確認 → 適用作物、適用病害虫等の確認

使用方法の確認 → 使用回数、使用量、使用濃度、使用時期等の確認

使用器具の確認 → 計量器具、防除器具、使用水等の確認

使用残の適正処理 → 使用後の器具洗浄、適正な残処理等の実施

- ①作物毎の栽培基準書を作成する
- ②栽培基準書に基づくチェックリストの作成
- ③栽培講習会・農薬使用実地訓練の実施
- ④それぞれの計画に基づく行動計画の作成
- ⑤行動計画に基づくチェック

3月の産直実務者総会で方針を発表します。
毎月の産直生産流通運営委員会で進行確認

8

食衛法改正に伴う当面の対応

産直産地全生産者を対象に
チェックリストに基づく
基礎調査を実施します。

調査期間と調査方法

調査時期: 05年11～12月上旬

調査方法: チェックリストに基づいて個別聞き取り調査を実施します。

農協系は農協担当者で分担
産直G系は農産部商務が分担をして個別に聞き取り調査をします。

調査の目的

今回の調査では、圃場管理、農薬管理の実態を把握すると共に、栽培履歴の記帳、管理状況の把握、適正保管と使用方法の確認を行います。

調査結果の活用

実態調査結果をもとに、強み、弱みを洗い出し、現状の状況を正確に把握し、今後の栽培基準書の作成や栽培講習会等の運営方法を検討する基礎資料にします。
(今回の調査結果は、全体の政策作りに活用するもので、個人の取り組みを個別に評価するものではありません。)

10

農薬の飛散防止対策を徹底するために

自己責任による飛散防止対策 → 飛散防止シートの活用
移染緩衝地帯の設置
傾斜地での移染対策
散布日の天候、風向き
残渣のすき込み
農業用水の散水

他からの飛散防止対策 → 地域ぐるみでの飛散対策

- ①飛散防止対策の基準書を作成する
- ②対策基準書に基づくチェックリストの作成
- ③栽培講習会・農薬使用実地訓練の実施
- ④それぞれの計画に基づく行動計画の作成
- ⑤行動計画に基づくチェック

3月の産直実務者総会で方針を発表します。
毎月の産直生産流通運営委員会で進行確認

9

対策①: 栽培基準書を作物毎に書き換えます。

現在一覧式になっている「栽培基準書」を作物毎に書き換えます。(3月配布予定)

[新栽培基準書]は、見やすさと使い勝手を優先した仕様で書き換えます。

- ①大きく見やすい字で
- ②作物毎に1枚でまとめ見やすく
- ③使用できる農薬の明記
- ④農薬の使用方法を明記
- ⑤残留性の高い農薬を明記

11

対策②: 正確な記帳を徹底します。

cope記帳システム(パソコン・携帯電話)を運用することで正確な記帳を徹底します。

- ①経験と勘に頼ることなく、農薬を使用する際には必ず、使用方法を確認し、使用後は正確に記帳をすることが大切です。
- ②記帳を徹底することで、その作物への農薬使用がいつでも確認できますので、過剰使用を防止し、適正な農薬使用をいつでも点検することができます。
- ③万一、残留農薬が検出された場合にも、記帳があればその原因がどこにあるのかを発見しやすくし、対策が容易になります。

12

この間報道された農薬使用事故の事例

今度はナシから適用外農薬／JA新あきた、野菜・果樹の出荷停止

JA新あきたは5日、秋田市の農家1戸が出荷したナシ(豊水)から適用外農薬が検出されたと発表した。この農家はブドウに散布した農薬も適正使用基準に違反していた。同JAは相次ぐ違反を受け、同JA産の野菜・果樹の全10品目(キノコ類を除く)の出荷を5日から停止した。(2005/10/05 秋田さきがけ新聞)

県南でミツバチ大量死 原因は水田の農薬か…県養蜂組合 県と全農に損害賠償請求

8月中旬、県南や沿岸地方を中心に養蜂業者のミツバチが大量死した。水田に散布したカメムシ被害防止用の農薬が原因とみられ、県養蜂組合は県や全農県本部に対し、稻作農家に農薬使用を認め、養蜂産業に損害をもたらした責任を問い合わせ、3000万円の賠償を請求中だ。(2005年10月4日 読売新聞)

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、府内に流通している国産野菜を収去し、残留農薬の検査を実施しましたところ、下記のとおり食品衛生法並びに農薬取締法に違反する農薬の不適正な使用が判明したのでお知らせします。(05年10月04日収去)

1. 違反食品

品 名: しゅんぎく(春菊) 出 荷 量: 600束(1束約200g)

2. 違反内容: ○食品衛生法第11条第2項違反: 残留基準値を超えるダイアジノンの検出
検出値: 0.3ppm

○農薬取締法第12条第3項違反: 農薬使用基準遵守義務に違反した農薬使用
(ダイアジノンは、「しゅんぎく」には使用が認められておりません。)

なお、出荷した「しゅんぎく」は回収、未出荷分は全て廃棄処分となりました。

14

最後に、
10月12日の学習会で、厚生労働省の
担当の方も強調していましたが、

飛散問題を除いて
農薬取締法を遵守し
農薬を適正に使用していれば
食品衛生法に違反することは
ありませんので、必要以上に心配を
することはありません。

13